

## 平成30年第3回定例会(平成30年9月27日)

総務企画消防委員会委員長 (首藤 正 委員長)

去る8月31日及び9月5日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました『議第65号 平成30年度 別府市一般会計補正予算(第3号)』関係部分、その他5議案及び請願1件につきまして、9月6日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、『議第65号 平成30年度 別府市一般会計補正予算(第3号) 関係部分』についてであります。

まず、『防災危機管理課』関係部分では、災害時における応急給水対策のため、給水車での巡回給水作業に代え、効率的で迅速な給水活動を行うことを目的とし、市内13箇所の収容避難所に給水コンテナを備蓄するための経費439万5千円を歳出に計上、また、同事業の県補助金146万4千円を歳入に計上するとの説明がなされました。

これに対し委員から、給水コンテナが誰でも容易に組み立てられることについて質疑がなされ、当局から、避難所担当職員と自主防災会役員等が協力して設置することになるとの答弁がなされました。また、同委員からは、水の安全性に関し管理体制をしっかりと確立してもらいたい旨の要望が出されました。

次に、『総務課』関係部分であります。まず、公有財産維持管理に要する経費の追加額では、市有地に設置している老朽化したブロック塀の解体等に係る経費240万3千円の計上、また、庁舎施設整備に要する経費の減額では、庁舎中央監視設備及び空調設備工事の工期を遅らせたことによる減額分と庁舎トイレの洋式化の増加分の相殺等により、約3億6,340万円を減額すること等である旨の詳細な説明がなされました。

複数の委員から、工事が冬場に行われることや空調が使用できないときの対応について質疑がなされ、当局から、工期は約6か月を要するため、住民等の負担を考慮し、冬場の暖房を稼動せず工事を行う方が適当であると判断したこと、また、対応については、暖房器具の設置に関し、限られた予算の中で最善の方法を検討している旨の答弁がなされた次第であります。

続きまして、『市民税課』関係部分では、来年4月1日から施行する入湯税の超過課税の実施に当たり、宿泊客等への周知のため、ポスター等を作成する費用62万円や入湯税の税率変更に伴う税務システムの改修委託料280万8千円等を計上するものであるとの説明が、『会計課』関係部分では、来年10月から運用が開始される地方税共通納税システムに対応するため、総合収納システ

ムの改修費用に係る債務負担行為補正であり、当該システムは、個人住民税特別徴収分や法人市民税・事業所税等の納税について、納税者及び行政の双方の利便性が向上するものである旨の説明が、『財政課』関係部分では、まず、歳入の繰越金の追加額9億2,170万3千円については、平成29年度における決算剰余金が11億2,170万3千円発生したことに伴い計上するとの説明がなされ、また、歳出においては、財政調整基金積立金として、決算剰余金の2分の1を下らない繰越金の一部6億6,085万2千円を、さらに、予備費においては、今回の補正額における歳入歳出予算差引額1億6,869万7千円の歳入超過分に対し、同額を予備費に追加し調整する旨の説明がなされました。

最終的に『議第65号 平成30年度 別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分』については、当局の説明を了とし、採決の結果いずれの関係議案も全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、条例改正議案及び契約締結議案であります。

まず、『議第72号 別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について』であります。当局から、生活保護法に進学準備給付金の支給が定められ、その事務が個人番号の利用事務とされたことや、健康増進法による健康増進事業の実施において、国民健康保険の被保険者情報を利用できるようにすることに伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされました。

続きまして、『議第73号 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について』では、市長、副市長、教育長及び水道企業管理者の退職手当の額を引き下げることに伴う条例改正である旨の説明が、次に、『議第75号 別府市税条例の一部改正について』では、国による地方創生及び生産性の向上の実現に向けた各種施策の一環として、地方税の軽減を目的とした地方税法の改正により、中小企業の設備投資の促進を図り、当該設備投資について、固定資産税を3年間課税免除することに伴う条例改正である旨の説明と、『議第76号 別府市税特別措置条例の一部改正について』では、『議第75号』と同様に、国の施策に伴うものであり、特定業務施設を新設又は増設した場合に、固定資産税を3年間課税免除又は不均一課税をすることができるようにするための条例改正であるとの説明がなされました。

続きまして、『議第82号 工事請負契約の締結について』であります。先ほどの一般会計補正予算で減額の説明があった、庁舎空調熱源設備改修工事3億348万円について、議会の議決を求めるものである旨の説明がなされた次第であります。

以上4件の条例改正議案及び1件の契約締結議案については、当局の説明を適切・妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定したとこ

るであります。

最後に、『請願第2号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願について』であります。委員より、これまでの消費税導入以降、個人消費は落ち込み、景気は全体的に低迷したままであることから、ここは党派を超えて請願に採択すべきである、といった意見、また、他の委員からは、将来の様々な保障等の財源を確保する観点から、消費税増税撤回は得策ではない、当面は国の動向を見るべきだ、といった意見がなされました。

採決におきましては、願意に賛同できないとして賛成者少数となり、不採択とすべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。